

答 申 書

令和7年1月15日

与謝野町上下水道審議会

令和7年1月15日

与謝野町長 山 添 藤 真 様

与謝野町上下水道審議会

会 長 今 田 博 文



与謝野町水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設
使用料の改定について（答申）

令和6年4月16日付け6与上下第30号で諮問されました標記の件について、
当審議会で慎重に審議し、次のとおり意見を集約しましたので答申します。

はじめに

上下水道事業は住民生活及び社会経済活動を支える重要な社会インフラであり将来にわたって健全に維持していかなければならない。また、経営面では公営企業として「独立採算の原則」「受益者負担の原則」に基づいて効率的な経営を行っていかなければならない。当町では定期的に上下水道料金等の料金水準の適正化について検証を重ねており、直近では令和5年6月に下水道使用料等の改定を実施している。

昨年1月1日に発生した能登半島地震では、上下水道の応急復旧にこれまでの地震災害以上の長期間を要した。その要因として半島地域特有の道路事情や地形、水道業者等の減少も復旧の妨げとなったといわれている。本町においても半島地域に位置し、道路事情など地理的条件が能登地方と類似していることから大規模災害に対して十分な対策が求められる。

当審議会では令和5年12月から上下水道事業の現状等について説明を受け、令和6年4月の諮問から令和6年12月までの9ヶ月間にわたり6回の会議を重ね妥当性及び公平性の観点から慎重に審議を行い次のとおり意見の集約に至った。

1 水道料金について

水道事業は、独立採算の原則から水道料金で事業に必要な資金を賄うことが求められている。本来であれば料金回収率が100%以上となるよう総括原価により水道料金の水準を定めるべきであるが、料金回収率が70%余の現状では40%を超える改定が必要となり一度に大きな負担となることから、今回の見直しにおいては大規模災害時の対応に着目して、資金収支の観点から料金水準を見直すこととした。

現金収支をみると簡易水道を統合した平成29年度決算では約11億円保有していた現金預金だが、現金の流出が続き令和5年度決算では約6億3千万円まで減少している。平均すると毎年7,360万円の現金が減少しており、令和13年には現金預金が底をつく見通しとなっている。

当審議会ではまず、水道事業会計において確保すべき現金預金の水準について検討した結果、大規模災害に対処できる資力は確保する必要があるとの結論に至った。具体的には、大規模災害発生後半年間の支払額として3億4千万円、応急復旧に係る費用として1億円の合計4億4千万円程度の現金預金を維持することが適当であり、最低限として4億円の現金預金は維持すべきとの結論に至った。

以上の観点から検証すると、令和12年度までの各年度4億円以上の現金預金を維持して、大規模災害時でも事業経営を継続するためには現行料金から平均20%程度の料金改定が必要である。

また、現行の料金体系では小口径量水器の使用者負担に比べて大口径量水器の使用者負担が少ないことなど料金体系についても一部見直しを行い、基本水量を廃止した上で、基本料金について量水器口径ごとの適正流量を参考に見直した別表（平均改定率19.9%）に改めることが適当であるとの意見を全会一致で承認した。

2 下水道使用料について

下水道事業は、令和6年4月から地方公営企業法を適用し公営企業会計に移行した。また、令和5年6月には平均13.1%の使用料改定を実施している。供用開始から30年が経過しても一般会計から多額の補助金を受けながら事業運営を行っており、経営改善は急務である。

しかしながら、前回答申でも指摘されているとおり下水道等の水洗化事業が生活環境の向上や河川、阿蘇海など公共水域の水質・環境改善に資する効果は大きく一般会計に一定負担をいただくことは合理的な一面もある。

前回答申に基づき、京都府流域下水道事業に支払う維持管理負担金の水準まで段階的に改定する方針が示されているが、昨年度第1段階の使用料改定を行ったばかりであり、官庁会計方式から公営企業会計に移行してより詳細な経営分析が可能となることから、今後の公営企業会計決算の推移やその分析を待って、改めて下水道使用料の改定に臨むべきとの結論に至った。

3 農業集落排水処理施設使用料について

農業集落排水事業は、令和6年4月から下水道事業会計に統合したことで、地方公営企業法を適用して公営企業会計により経営を行っている。農業集落排水事業は、これまでから下水道事業に比べて施設規模・財政規模が小さいこと。また、生活排水処理施設使用者間の負担の公平性の観点から公共下水道と同様の使用料としているため農業集落排水処理施設使用料についても使用料改定を見送る結論に至った。

4 付帯意見

本答申にあたって、委員から特に次のような意見があったので答申の実施に際しては特別に留意していただきたい。

(1) 生活困窮者への対応について

下水道使用料の改定時に創設された福祉減免制度を拡充し、真に困窮している方に手を差し伸べる対策を強く望む。制度の拡充にあたっては、受益者負担の公平性の観点から減免制度に起因する減収分については、公営企業会計の負担とならないよう福祉施策として一般会計から補填し、受益者負担の公平性が担保されるよう望む。

(2) 住民への周知について

上下水道事業等の現状や水需要の動向、今後の耐震化工事・更新工事等の必要性について、住民に丁寧な説明を行うなど料金改定について十分に理解を得ること。特に今回は基本水量の廃止とともに、大口径量水器使用者の負担が大きく変わることから該当する使用者に対して丁寧な周知を行うため必要な期間を確保すること。

(3) 外部委託等について

- ア 上下水道事業の運営にあたっては、すでに人材面・経営面で効率的な運営に積極的に努められているが、官民連携制度(ウォーター・パブリック・プライベート・パートナーシップ)の導入をはじめ、民間にできることは民間に委託し、経営の効率化とともに組織体制の強化に努められたい。
- イ 近隣の事業者と連携し、費用削減等の効果が見込めることは積極的に取り組むこと。

(4) 一般会計繰入金について

交付税算入の対象となる繰入については、当該額を交付税で措置されることから、これを減額することなく繰入を実行することで、地勢や地形などの条件により高額な料金とならざるを得ない当町の上下水道使用者の負担軽減を図ること。

(5) 下水道事業に係る経費削減等について

当町の下水道事業の汚水処理は京都府流域下水道事業が担っている。流域下水道事業の経費削減とともに、南部地域と比較して不利な住民の生活環境や事業環境にある宮津湾流域下水道事業への引き続きの支援を京都府に要望すること。

(6) 持続可能な上下水道課の体制づくりについて

専門性の高い上下水道事業にあって、安定して事業を継続していくためには必要な人員を確保するとともに、人材育成や技術継承に計画的に取り組むなど組織体制の強化に努めること。

おわりに

審議会では、令和6年4月の諮問から上下水道事業の現状や問題点などについて具体的な議論を行い、令和6年12月まで足かけ1年にわたり熱心に議論を続けてきた。今回の答申にあたっては、将来の世代に現役世代の負担を先送りしないよう持続可能な上下水道事業の基盤をつくる視点と受益者負担の公平性の観点から審議を進め意見の集約に至った。以上の主旨を尊重されることを望む。

また、付帯意見にあるように生活弱者への配慮と受益者負担の公平性の両立に努められたい。加えて、激甚化する災害に備えるため耐震化や施設の更新など必要な投資は計画的に実施した上で、被災時の応急給水・応急復旧体制についても実効性のある体制づくりを図られたい。

今後も効率的な経営のもと健全な状態で上下水道事業経営が継続されることを切に望む。

別 表

基本料金		従量料金 (1 m ³ につき)	
口径 (ミリ)	月 額	区分 (m ³)	単 価
13	1,500円	1～10	30円
20	1,600	11～20	190
25	2,300	21～30	200
40	6,800	31～50	210
50	10,500	51～	220
75	24,800		
臨時用	3,500	1～	450

- 1 口径は量水器口径とする。
- 2 金額はすべて税抜とする。

【参考 (現行料金表)】

基本料金 (月額)			超過料金 (1 m ³ につき)	
口径 (ミリ)	8 m ³ 以下	9・10m ³	区分 (m ³)	単価
13	1,429円	1,529円	11～20	162円
20	1,477	1,577	21～30	172
25	1,477	1,577	31～50	182
40	1,619	1,719	51～	191
50	1,667	1,767		
75	2,619	2,719		
臨時用	—	2,858	11～	362

- 1 口径は、メーター口径とする。
- 2 基本水量は、10 m³までとする。

与謝野町上下水道審議会

会	長	今	田	博	文	
副	会	長	小	谷	栄	一
委	員	谷	田	久	典	
委	員	朝	倉	進		
委	員	山	崎	英	子	
委	員	山	口	幸	恵	
委	員	井	上	敦	至	
委	員	小	室	律	代	
委	員	浪	江	義	広	
委	員	太	田	涼	子	
委	員	井	谷	匡	志	
委	員	藤	本	栄	子	

(順不同)